

第 5 3 作 業 班 設 置 要 綱

平成 9 年 3 月 2 5 日
第 1 1 回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 18 条の規定に基づき、「CDMA 方式携帯自動車電話システム標準規格（ARIB STD - T53）」の維持改訂を行うため、第 53 作業班（以下「作業班という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、「CDMA 方式携帯自動車電話システム標準規格（ARIB STD - T53）」に関する改訂等の原案を作成する。

3 構成

- 一 作業班は、細則第 19 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班は、細則第 20 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。